

「臓器移植に関する法律」の改正案の比較

	現行法	A案(中山案)	B案(斉藤案)	C案(金田案)	D案(鴨下・藤村案)	WHO 指針 (1991, 2007)
人の死	三兆候を基準とする。	三兆候を人の死の原則として、脳死も人の死に含める。	現行法と同じ	現行法と同じ	現行法と同じ	脳死を人の死とする*
脳死	本人が意思表示カード等の書面で、脳死の判定に従い提供の意思表示を表示し、家族が同意した場合に限定して人の死する。	脳死を人の死とするが、本人や家族が臓器提供に関わる法的脳死判定については拒否できる。	現行法と同じ	現行法と同じであるが、「脳死」の定義を「脳幹を含む脳全体のすべての機能が不可逆的に喪失すること」に改める。	15歳以上は現行法と同じ 15歳未満は家族の同意がある場合に限定して 脳死を人の死とする。	臓器提供とは無関係に、脳死を人の死とする*
法的脳死判定	竹内基準に準じる(生命徴候の確認、脳波検査の感度設定などを追加)	現行法と同じ	現行法と同じ	脳血流及び脳代謝の途絶を確認する。 自発呼吸を消失した状態と認められ、原疾患に対して行い得るすべての適切な治療を行った上で回復の可能性がないと認められた場合に脳死判定できる	現行法と同じ	各国の脳死判定基準に委ねる(提供に限った脳死判定法を規定しているのは日本のみ)*
脳死臓器提供の要件	15歳以上の本人の生前の書面による脳死判定に従い臓器を提供する旨の意思表示があった場合、家族が同意したときに認める。	年齢制限なし 本人の生前の書面による臓器提供の意思表示があり、家族が同意したときに認める 本人の生前の書面による意思表示のない時、家族の書面による承諾で可能。 家族は脳死判定を拒むことができる	現行法の15歳以上を12歳以上に引き下げる。	現行法と同じ	15歳以上は現行法と同じ 15歳未満は家族の書面による承諾で可能。	年齢制限なし 本人の意思表示(書面に限らない)があるとき(一般的に家族の同意必要)。 本人が生前拒否していないか、意思が不明な時、家族の承諾で可能。
生体臓器提供の要件	生体臓器移植については運用に関する指針で規定	現行法と同じ	現行法と同じ	法律で規制し、2親等以内に限定する	現行法と同じ	
組織提供の要件	組織移植については運用に関する指針で規定	現行法と同じ	現行法と同じ	法律で規制し、組織移植も本人の生前意思を必要とする。		組織提供も臓器提供と同じ条件で提供可能

* : WHO の移植に関する指針に書かれてはいるが、WHO の基本的な考え

「臓器移植に関する法律」の各改正案が成立した時に予想される状況

	A案（中山案）	B案（斉藤案）	C案（金田案）	D案（鴨下・藤村案）
臓器提供の意思が活かされるのか？ （内閣府調査で、43.5%が脳死下臓器提供を同意しているが、意思表示カードの常時携帯者は2.6%に過ぎないというギャップを埋められるのか？）	書面だけでなく、口頭などで臓器提供の意思を示していた場合にも、最も近い存在である家族が、本人に代わり提供同意の表明を行うので、提供したいという意思が反映される。	生前の書面による意思表示があれば、12歳以上15歳未満の意思が反映される可能性はあるが、現行法と全く変わらず、提供したいという意思のほとんどが反映されない。	現行法と全く変わらず、提供したいという意思のほとんどが反映されない。	現行法と全く変わらず、提供したいという意思のほとんどが反映されない。
小児の心臓移植・肺移植可能年齢は引き下げられるか	家族の同意で提供可能であり、年間3-5例の移植が可能である。	心臓移植可能年齢が10歳から8歳程度に引き下げられるが、8歳未満の患児では心臓移植を受けられない。肺移植では変わらない	現行法と変わらない	提供の時だけ脳死が人の死となった場合に、脳死判定に同意する親はほとんどいないと考えられるので、現行法とほとんど変わらない。
欧米、台湾、韓国の臓器移植法の違いはあるのか？	脳死判定を行う際に家族の同意を必要とする以外は、ほぼ同じになる。	書面による生前の意思表示を必要とする国は日本だけである。	書面による生前の意思表示を必要とする国は日本だけである。	書面による生前の意思表示を必要とする国は日本だけである。15歳未満は一見同じように見えるが、提供に限って脳死判定をするのは日本だけである。
臓器提供は増加するのか？	年間70例近い脳死臓器提供が見込まれ、現在よりもかなり多くの患者の命を救うことができると予想される。	年間1-2例の12-15歳のドナーからの脳死臓器提供が増加する可能性がある（即ち現行法とほとんど変わらない）	ほとんど脳死臓器提供はできなくなる。生体臓器移植、組織移植の件数も大幅に減少する。	脳死臓器提供が増加する可能性はほとんどない
海外渡航臓器移植は減るのか？	自国民の移植を自国内で行う最大限の努力により、海外渡航臓器移植が減少すると予想される。	中国・東南アジア・中東諸国への違法な移植が増加する可能性がある。各国が他国からの患者の受け入れを自粛しつつあり、生存のための唯一の方法である移植を受ける機会が無くなる。	脳死臓器移植の道が閉ざされるため、かえって中国・東南アジア・中東諸国への違法な移植が増加する可能性がある。各国が他国からの患者の受け入れを自粛しつつあり、生存のための唯一の方法である移植を受ける機会が無くなる。	脳死臓器移植の道が閉ざされるため、かえって中国・東南アジア・中東諸国への違法な移植が増加する可能性がある。各国が他国からの患者の受け入れを自粛しつつあり、生存のための唯一の方法である移植を受ける機会が無くなる。
生体臓器移植数は変わるか？			腎臓、肝臓ともに減少する。	